

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	土砂埋立て等の地位承継承認	
根拠法令・条項	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第25条	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	<p>申請に当たっては、事前相談等を要することとなり、詳細は規則の定めるところによる。</p> <p>○堺市土砂埋立て等の規制に関する条例 （地位の承継）</p> <p>第25条 第9条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該第9条の許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 第9条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(3) 申請者が第14条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、第11条第3項の同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。</p> <p>5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第9条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月
	標準処理期間を設定できない理由	